

地域公共交通確保維持改善事業評価

下野市地域公共交通会議

令和5年度 下野市地域公共交通会議（栃木県下野市） （地域内フィーダー系統確保維持事業）

地域の公共交通等の現況・課題

下野市では、南北にJR宇都宮線が通り、石橋・自治医大・小金井の3駅がある。民間運営のバス路線は、JR石橋駅から宇都宮市方面と真岡市方面、壬生町方面への3路線と、JR自治医大駅と自治医科大学附属病院間の1Km程度の1路線があり、JR小金井駅西口には、小山市のコミュニティバスが乗り入れをしている。

平成23年11月から、市内の交通空白地域の解消を図るためデマンド交通を運行しているが、乗車1時間前の予約や旧町エリアを跨ぐ際に乗り継ぎが必要であったことなどから、利用者数、新規登録者数とも減少傾向にあり、利便性・採算性において課題があった。持続可能なサービスの維持と利便性の向上を目的に令和3年4月に運行エリアや運行形態の大幅な見直しを行った。



交通計画の基本的な方針／定性的な目標

市民、交通事業者、行政等が一体となり、住みやすさの向上に寄与する快適で利便性の高い公共交通サービスの実現を目指す。

- ①デマンド交通登録者 現状値(R1年度)3,757人⇒目標値(R7年度)4,000人
- ②デマンド交通利用者 現状値(R1年度)22,703人⇒目標値(R7年度)22,500人
- ③公共交通マップ配布箇所数 現状値(新規事業)⇒目標値(R7年度)10か所
- ④居住誘導区域及び郊外型居住区域の人口密度 現状値(H27年度)46.1人/ha⇒目標値(R7年度)46.4人/ha
- ⑤モビリティ・マネジメントの実施回数 現状値(新規事業)⇒目標値(R7年度)1回/年以上
- ⑥デマンド交通収支率 現状値(R1年度)11.7%⇒目標値(R7年度)13.4%
- ⑦交流人口 目標値(R1年度)223万人⇒目標値(R7年度)280万人

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

- ・近隣市町と連携したデマンド交通相互利用の継続
- ・デマンド交通利用時に車いす等の持込を可とした
- ・運転免許証自主返納者支援事業の継続
- ・高齢者外出支援事業の継続
- ・子育て世帯外出支援事業の継続
- ・公共交通アンケートの実施

アピールポイント

利用者を目的地まで送り届ける「完全ドア・トゥ・ドア」型運行を実施している。

令和3年4月から県内でもいち早くAIデマンド配車システムを導入し利便性の向上を図っている。

また、65歳以上の運転免許証自主返納者、75歳以上の高齢者、未就学児を持つ子育て世帯を対象に、外出支援事業としてデマンド交通の回数券を交付し、利用者の増加、利用促進に努めている。

令和4年4月(令和3年10月試行開始)から隣接する1市2町(下野市・上三川町・壬生町)でデマンド交通の相互利用運行を実施している。

面積	74.59km ²	
人口 (R5.4.1時点)	59,741人	
	15歳未満	7,355人
	65歳以上	15,822人
高齢化率	26.48%	

交通計画の計画期間

令和3年4月～令和8年3月

協議会開催状況

(令和5事業年度に係るもの)

- ・第1回(5年6月22日)
フィーダー確保維持計画を協議

- ・第2回(5年12月20日)
事業評価について

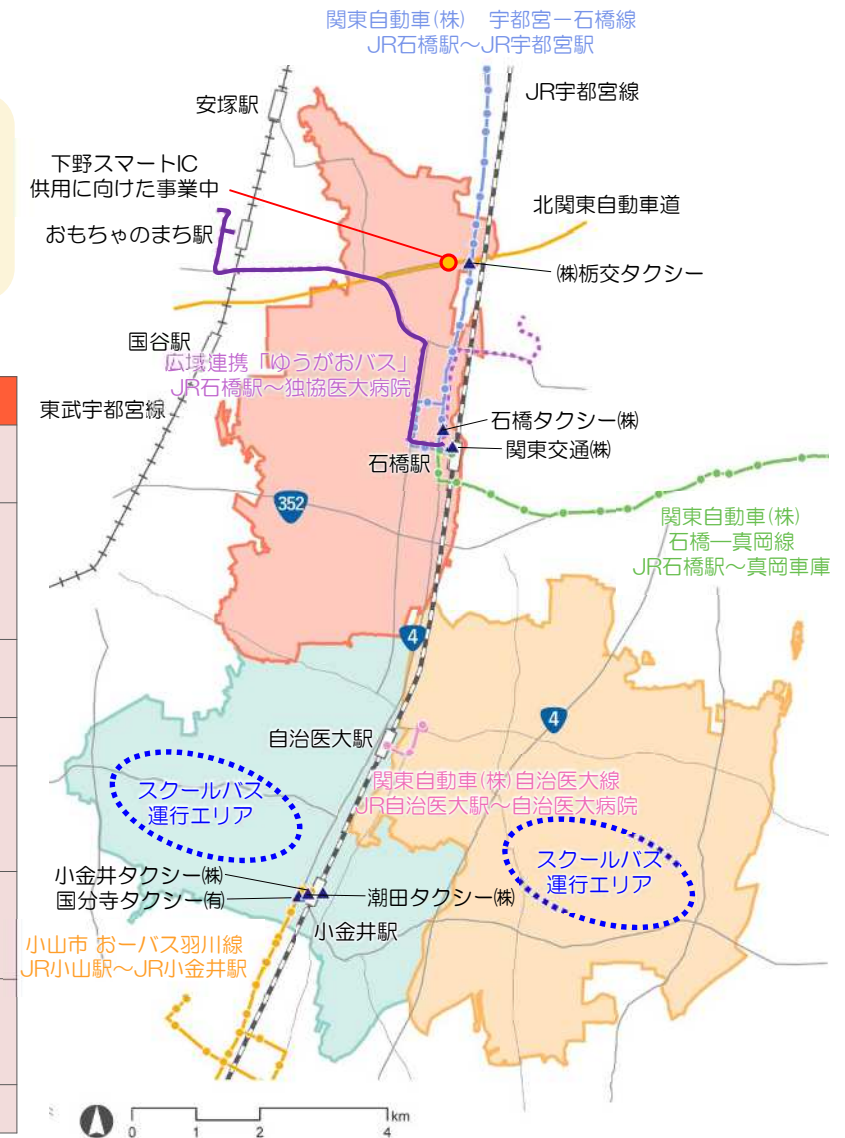
下野市における公共交通体系

下野市の交通網

- 下野市はJR宇都宮線を中心に、路線バスが4路線、他市のコミュニティバス1路線、デマンド交通等が運行している。
- 令和4年4月から広域連携「ゆうがおバス」が本格運行となった。

公共交通に係る種類

種類	事業者	路線等
鉄道	JR	JR宇都宮線 (小金井駅・自治医大駅・石橋駅)
路線バス	関東自動車(株)	宇都宮-石橋線 石橋-真岡線 自治医大線 JR石橋駅~獨協医大病院(ゆうがおバス)
コミュニティバス	小山市	おーバス羽川線
デマンド交通	下野市	おでかけ号 市内全域
タクシー	6事業所 (下野市内に事業所を持つ 栃木県タクシー協会加入事業所)	
スクールバス	下野市	閉校した小学校区の児童を 対象とした通学手段 (国分寺小学校、南河内小中学校)
福祉タクシー	23事業所 (下野市福祉タクシー事業 協定事業所)	※通常の公共交通利用が困難な方への 福祉タクシー利用券の交付事業
レンタサイクル	下野市観光協会	市内5か所にステーション

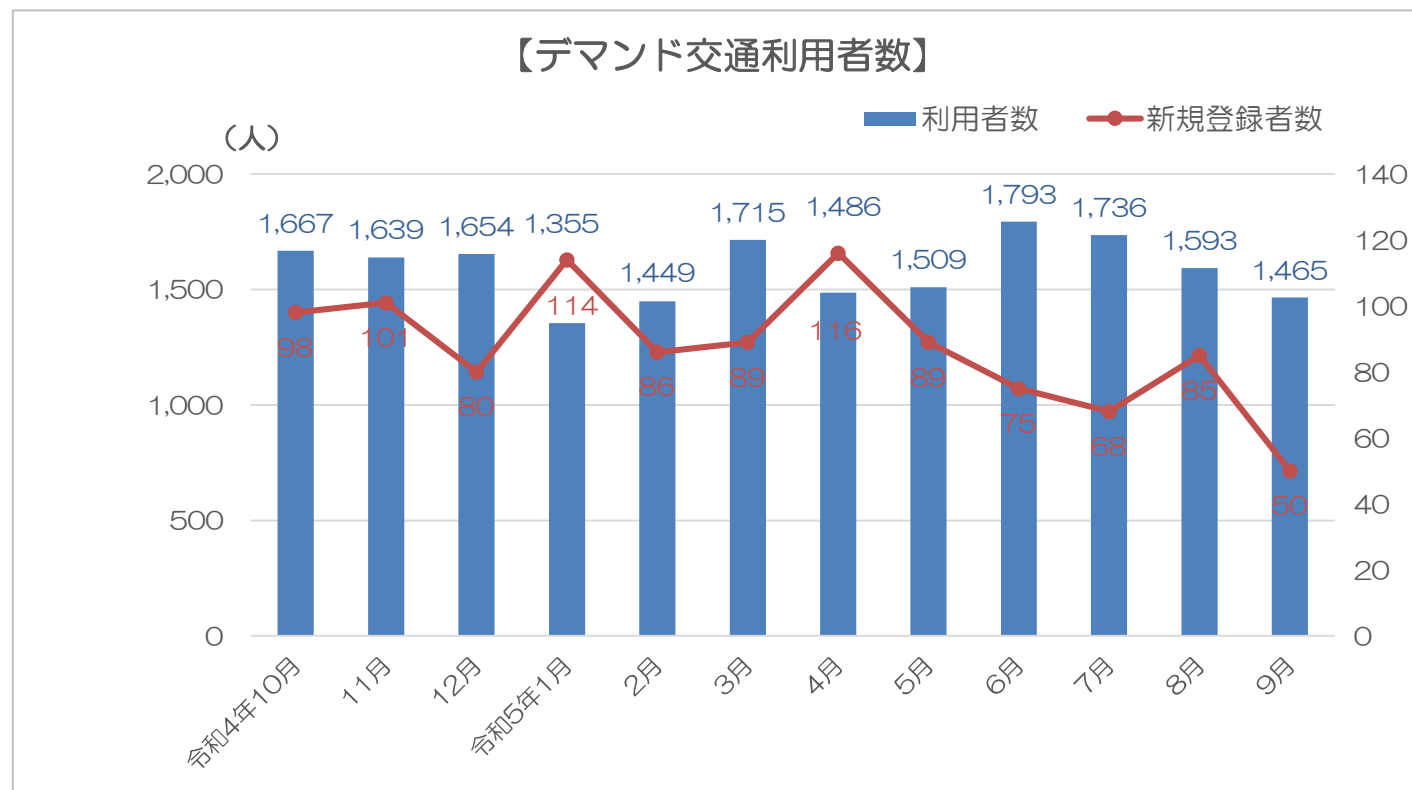


デマンド交通の利用実態

- 利用者数は各月でバラつきが見られるが、通院や買い物等の目的での利用が多く、月平均1,560人程度となっている。
- 1市2町(下野市・上三川町・壬生町)による相互利用運行の影響から、新規登録者数が増加している。

デマンド交通の利用実績

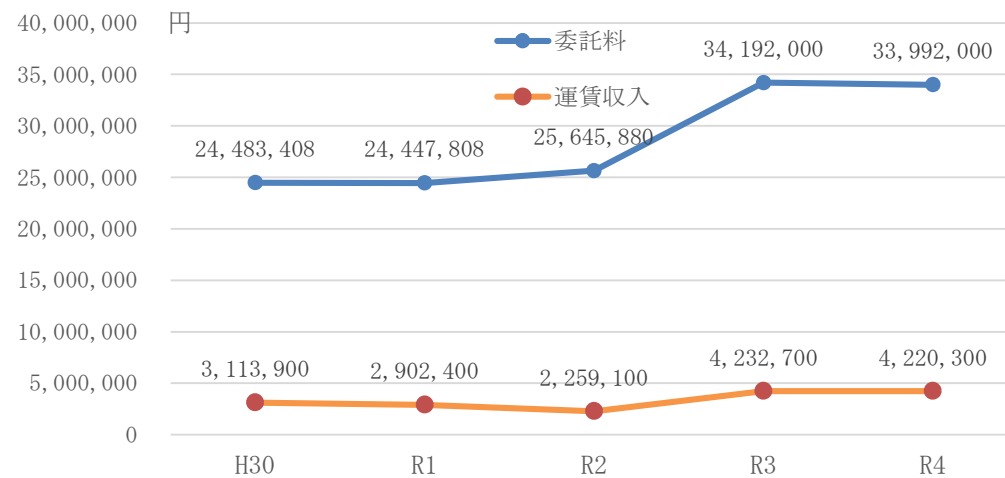
	利用者数
令和4年10月	1,667
11月	1,639
12月	1,654
令和5年1月	1,355
2月	1,449
3月	1,715
4月	1,486
5月	1,509
6月	1,793
7月	1,736
8月	1,593
9月	1,465
合計	19,061



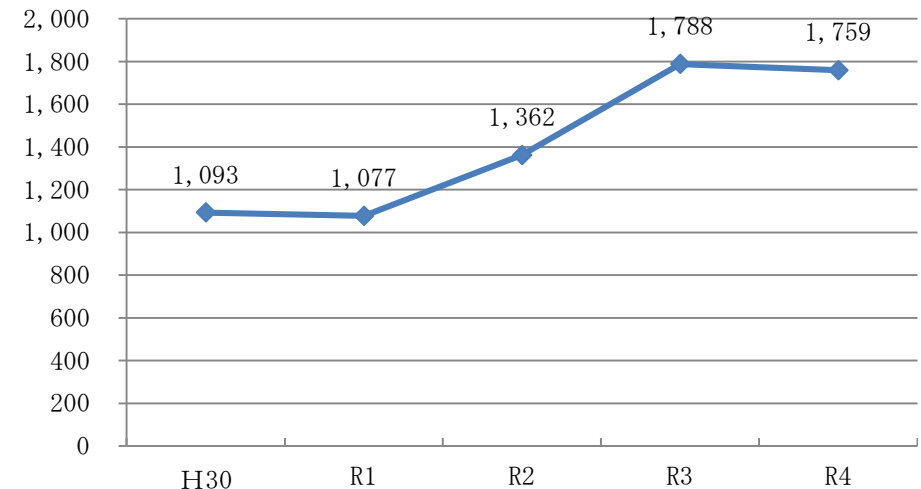
デマンド交通の経費の推移と利用状況

- 市民の移動手段を確保しつつ、運行経費（委託料）と運賃収入の乖離をどこまで許容するか引き続き検討を進める。

【委託費・運賃収入の推移】



【運行経費（一人当たり）】



利用状況 令和4年度実績

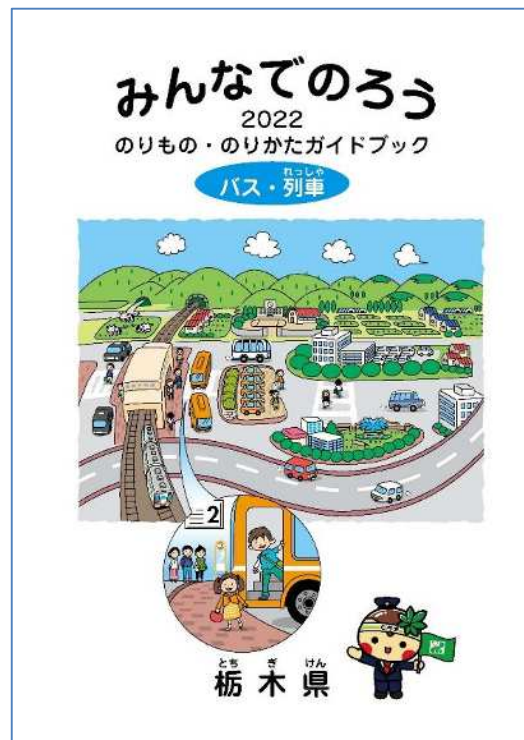
運行経費 (運行委託費、燃料費、車検等)	33,992,000 円
一人あたりの運行経費 (年間運行経費／年間利用者数)	1,759 円

令和2年度までは、運行エリアを跨ぐ際の乗継時は2回乗車したものとして利用者数を算出(ダブルカウント)していたが、運行エリアを市内全域に一本化し乗継を廃止したことから、利用者数の算出方法をシングルカウントに変更した。

令和3年度は運行形態変更(車両数増)に伴い委託料が増となり、利用者数の算出方法も変更したことから運行経費が大幅増となった。

利用促進の取組

- 65歳以上の運転免許証自主返納者、75歳以上の高齢者、未就学児を持つ子育て世帯を対象に、外出支援事業としてデマンド交通の回数券を交付し、利用者の増加、利用促進に努めている。
- 栃木県においても小学生を対象とした副読本(電子データ版)を発行し、公共交通の利用に結び付ける取り組みを実施している。



おでかけ号で外出を!

未就学児を持つ保護者の方を対象にデマンドバス利用券を交付します
～子育て世帯外出支援～

子育て世帯の外出を支援するため、未就学児を持つ保護者の方を対象にデマンドバス(おでかけ号)利用券を1世帯につき10枚交付します。

○交付対象者
市内に住所を有し、未就学児を持つ保護者の方で、下野市デマンドバス(おでかけ号)利用登録証をお持ちの方
※利用券の交付を申請するには、事前にデマンドバスの利用登録が必要となります。詳しくは、右ページをご覧ください。

○申請方法
印刷と下野市デマンドバス利用登録証をお持ちのうえ、こども福祉課窓口までお越しください。
利用券は後日郵送いたしますので、ご利用希望日の1週間前までに申請してください。

○ご利用にあたって
・利用券は、申請者及び申請者と同一世帯の保護者の方が、未就学児とともにデマンドバスを利用する場合のみ使用することができます。
・未就学児の運賃は無料のため利用券は必要ありません。ただし、未就学児もデマンドバスの利用登録が必要です。また、未就学児が乗車するには保護者の同伴が必要です。
・同乗する小学生以上のお子様は運賃が必要です。
・利用券の有効期限は、各年度の3月31日までです。
・利用券の申請は年度ごとにより必要となります。翌年度以降も利用券の交付を希望される場合は、忘れずに申請してください。

問い合わせ先
こども福祉課 子育て支援グループ
TEL: 0285-32-8903

【令和4年度】
75歳以上の市内在住の高齢者の方へ
デマンド交通「おでかけ号利用券」交付

市では、電車・バス等の交通機関を利用することが困難な75歳以上の高齢者に対して、外出支援と社会参加の拡大を図るため利用券を交付します。交付のためには申請をしていただくことが必要です。

おでかけ号を利用して外出しませんか?

デマンド交通「おでかけ号」は
電話予約 **0120-11-1646** → お客様の自宅まで「おでかけ号」がお迎え
0285-38-9705 → 他のお客様も途中乗せながら
目的地向けお送りします

利用券の申請の仕方

<p>★対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 下野市おでかけ号に登録している方で、75歳以上の方(令和5年3月31日(金)まで) ※昭和23年4月1日以前生まれの方 <p>おでかけ号未登録の方も、利用券を申請する際に一緒に登録手続きができます!</p>	<p>★申請場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢福祉課(市役所庁舎1階) 地域包括支援センター みなみかわち(特養ならがわの郷内) いしばし(特養いしばし内) こくふんじ(ゆゆうゆ内)
<p>★交付枚数</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者1人に対し利用券10枚 ※年度内に一度限りで、再交付は出来ません ※利用券1枚を使用し、1回無料でおでかけ号に乗車することができます 	<p>★持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> 印鑑 下野市おでかけ号登録証(所持の方) 年齢確認のための保険証等 <p>★代理の方による申請も可能です! ※その際は、代理者の印鑑もあわせて添付ください。</p> <p>※デマンド交通利用券は、申請内容を審査後に郵送します。申請が届き合う時期によっては、利用券のお届けまで3週間ほどかかります。</p>
<p>★利用券の有効期限</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付日から令和5年3月31日まで 	
<p>★申請受付</p> <p>令和4年3月15日から開始します</p>	

●上記の「利用券」についてのお問合せ先: 高齢福祉課 ☎(3)218904
●デマンド交通「おでかけ号」の利用全般に関するお問合せ先: 安全安心課 ☎(3)2188

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画/生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 下野市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
石橋タクシー(株)	デマンド交通「おでかけ号」 営業区域:下野市全域 運行日:月曜～土曜 運行時間帯:午前8時～午後6時 運賃:大人(中学生以上)300円・小学生200円・未就学児無料(ただし、保護者同伴を要する)	令和5年4月からは、要望があった車いす、シルバーカー、ベビーカーの持込を可能とし、利便性の向上を図った。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	A 事業が計画に位置付けられた目標を達成した。 目標:デマンド交通の1日平均利用者数 63.7人 実績:64.8人 分析:運行エリアや運行形態の大幅な見直しなど効率的な運行手法の取り組みの効果によると考えられる。	「下野市地域公共交通計画」(令和3年3月策定)に基づきデマンド交通の運行形態を変更し、利用者数の増加など一定の成果が見られるが、毎年実施予定の利用者アンケート結果などから引き続き検証し、必要に応じ見直しを行うなど更なる利用環境の向上を図る。

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名：	下野市地域公共交通会議
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>下野市地域公共交通計画の基本的な方針：「市民、交通事業者、行政等が一体となり、住みやすさの向上に寄与する快適で利便性の高い公共交通サービスの実現」</p> <p>上記を踏まえたフィーダー系統維持の目的・必要性：高齢者や子育て世帯など、誰もが快適に移動できる交通環境の整備、利便性向上のため、デマンド交通「おでかけ号」を運行するなど、地域公共交通事業の推進を図っているところです。人口減少や少子高齢化が進展し、交通事業者においても人手不足が今後ますます深刻になることが予測される中、安定した公共交通網を維持していくためには、鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーなど地域における輸送資源の総動員による公共交通システムを検討し、コンパクトシティのまちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通を再構築する必要があります。</p> <p>本市では令和元年10月に上三川町・壬生町と1市2町広域連携バス「ゆうがおバス」の実証運行を開始し、令和4年4月からJR石橋駅～獨協線が本格運行となりました。また、上三川町・壬生町とデマンド交通の相互利用の取組みも開始しました。このように市域を超えた広域的な公共交通網も含めて、利用ニーズに応じた地域公共交通の整備を進めていく必要があります。</p>